

第 8 次行政改革に取り組むにあたっての基本方針

本市における行政改革は昭和 61 年 4 月に「宇治市行政改革大綱」を策定して以来、現在の第 7 次行政改革まで行政の簡素化や効率化はもとより、限られた資源を最大限活用した持続的で質の高い行政サービスの提供に向けて取組を進めております。

一方で人口減少の進行や、少子高齢化の進行も相まって社会保障関係経費の増大や人口急増期に建設した公共施設等の老朽化への対応など、歳出の増加が懸念され、これまで以上に厳しい行財政運営が見込まれます。また、昨今では新型コロナウイルス感染症拡大を機に「新しい生活様式」へと社会が変化する中で、多様化する市民ニーズに応え、持続的に発展する魅力あるまちづくりの推進が求められています。

そのような状況で、引き続き不断の行財政改革に徹底して取り組む必要があり、第 7 次行政改革大綱の期間が令和 3 年度までとなっていることから、次期の行政改革について以下の方針により取り組みます。

1. 基本指針

行財政改革の着実な推進に向け、第 6 次総合計画（計画期間：令和 4 年度～令和 15 年度（現在検討中））の基本構想において、まちづくりの土台として定める「(仮) 健全な行財政運営」を実現するため、まちづくりを支える持続可能な行財政運営を推進することを第 8 次行政改革の基本指針とします。

また、昨今の社会情勢の変化、計画期間中の行政改革審議会等からの意見を踏まえ、以下の検討により行政改革を推進します。

- ◆新型コロナウイルス感染症の拡大の影響をはじめとして、変化する情勢、市民ニーズに対応するため、これまでの内容を精査し、改めて必要な取組を検討します。
- ◆取組の進捗について、適正な管理ができる仕組みを検討します。

2. 第 8 次行政改革大綱の策定について

第 8 次行政改革では、「基本指針」並びに第 7 次行政改革での総括と課題を踏まえ、市の今後の方向性を定める大綱を策定することとします。

大綱の策定にあたっては行財政改革の方策について宇治市行政改革審議会に諮問し、答申を受けます。

【計画期間について】

令和 4 年度から 7 年度の 4 年間とします。

【進捗管理について】

- ◆第 8 次行政改革では、大綱で定める施策の実現性を高めるため、大綱を踏まえた実施計画を策定します。
- ◆実施計画において大綱の進捗度合を測るとともに、実施計画で定める目標に対する実績を示すことで、大綱の進捗を可視化します。
- ◆実施計画に基づく大綱の進捗評価は、行政改革審議会にて審議し、その後の取組の見直しにつなげるものとします。

【策定スケジュール (案)】

月	審議会	各審議会資料のイメージ
6月		<p>第1回行政改革審議会 7月27日 議題: 第8次行政改革に取り組むにあたっての基本方針</p> <p>◎第8次行政改革に取り組むにあたっての基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本指針 「まちづくりを支える持続可能な行財政運営の推進」 ・第8次行政改革大綱、実施計画策定の流れ ・策定スケジュール
7月	第1回行革審議会	
8月	第2回行革審議会	<p>第2回行政改革審議会 8月 議題: ①第7次行政改革の中間総括(案) ②第8次行政改革の基本施策(案)</p> <p>◎第7次行政改革大綱の進捗状況(案)</p> <p>◎第7次行政改革の中間総括(案)</p> <p>◎第8次行政改革における基本施策、具体的な方策(案) (第8次構成のたたき台)</p>
9月	第3回行革審議会	
10月	第4回行革審議会	<p>第3回行政改革審議会 9月 議題: 財政見通しを踏まえて、第8次行政改革で取り組むべき内容について確認</p> <p>◎財政見通しに基づく、今後の財政健全化について</p>
11月	第5回行革審議会	
12月	答申	<p>第4回行政改革審議会 10月 議題: 第8次行政改革に関する方策について(答申案)</p> <p>◎第8次行政改革に関する方策(答申案)</p>
		<p>第5回行政改革審議会 11月 議題: 第8次行政改革に関する方策について(最終答申案)</p> <p>◎第8次行政改革に関する方策(最終答申案)</p>
1月	パブリックコメント	
2月		<p>第8次行政改革大綱(初案)についてパブリックコメント実施</p>
3月	第8次行政改革大綱の策定	